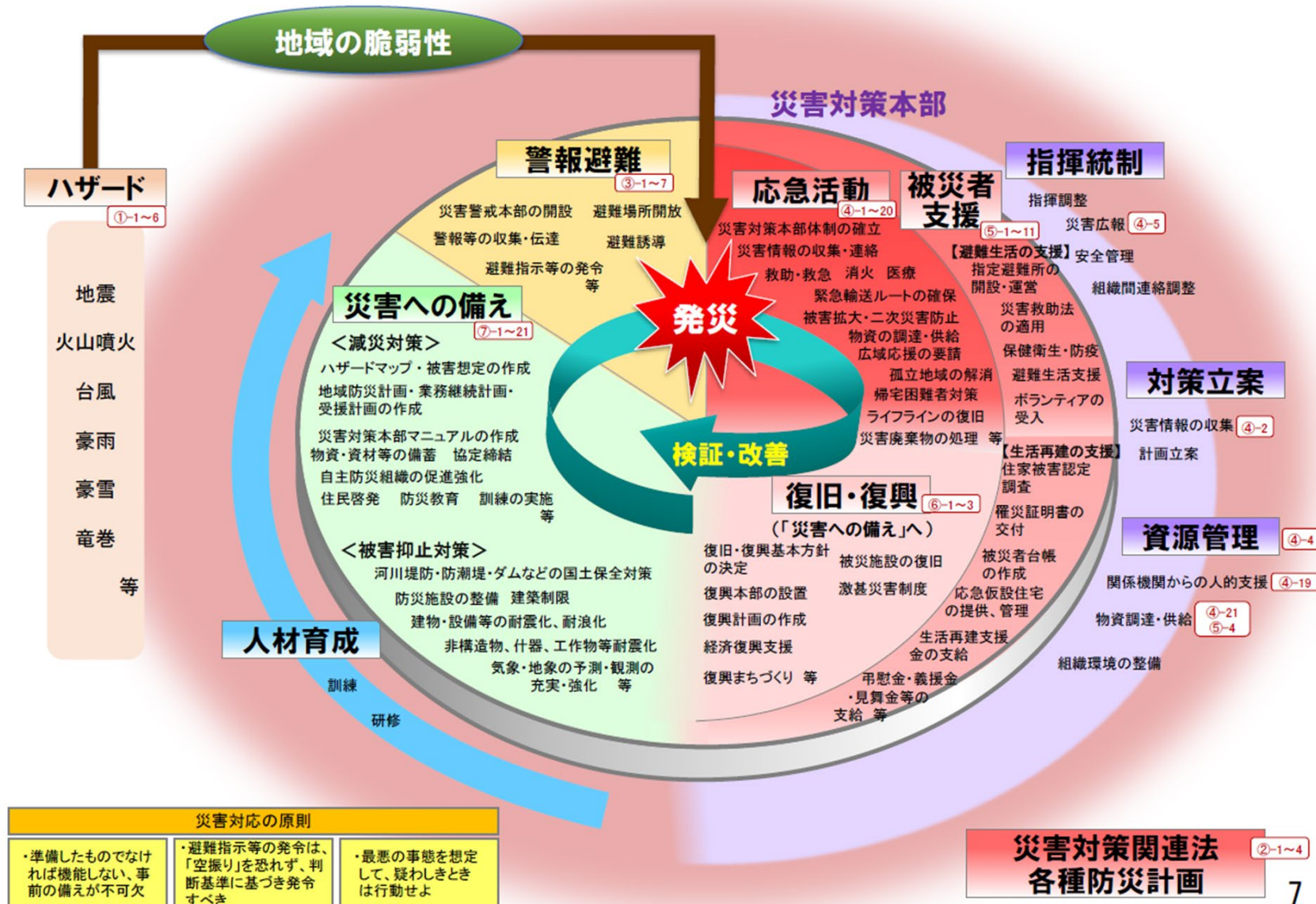


防災分野における個人情報に関わる取組みについて

令和4年3月8日
内閣府防災

災害対応の流れと個人情報

- ・災害対応においては、災害の発生に備えた平時の段階から発災後の復旧・復興期まで、個人情報を取り扱う様々な施策が実施されているところ。
- ・例えば、平時における個別避難計画の作成、災害時における安否確認の問い合わせ対応など、災害対応において個人情報適切かつ効果的に活用されることにより、住民の円滑な避難や迅速な救助・支援が期待される。



・内閣府防災において、個人情報を取り扱っている施策の基本的な考え方は以下のとおり。

避難行動要支援者名簿・個別避難計画

高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を目的として、災対法に基づき、対象となる避難行動要支援者の名簿や当該避難行動要支援者ごとの避難計画（個別避難計画）を作成するものであり、市町村が当該名簿及び計画の作成、情報の利用・提供に当たって、必要となる氏名、住所等の個人情報の取扱を災対法に定めている。

被災者台帳

「支援漏れ」や「手続の重複」など、災害発生時に市町村が行う被災者支援の効率的な実施を目的として、災対法に基づき、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する台帳を作成するものであり、市町村が当該台帳の作成、情報の利用・提供に当たって、必要となる氏名、住所等の個人情報の取扱を災対法に定めている。

安否不明者の氏名等の公表

災害の状況によっては、地方公共団体が安否不明者の氏名等の公表を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。令和3年7月の熱海市土石流の事例を踏まえて、同年9月に、内閣府防災と消防庁の連名で、都道府県へ安否不明者の氏名等の公表に係る留意事項を周知する通知を発出。

防災におけるデジタル技術の活用

「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言（デジタル・防災技術ワーキンググループ）」において、人命最優先、被害の最小化や被災者支援の充実等に繋がることを目指し、防災分野におけるデジタル技術の活用を通じた様々な施策が取り上げられた。提言の一つである地方自治体等向けの指針の作成については、情報共有の範囲・方法に関するルールを整理し、自治体が災害対応の場で共有に躊躇することがないよう、検討するものである。



- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
 - 平成25年改正により、災害対策基本法に位置付けたもの
- 【市町村の作成状況】名簿作成済：1,727団体（99.2%） ※令和2年10月1日現在

対 象 者

- 要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

- 市町村が作成しておかなければならない（義務規定）

※対象者である避難行動要支援者の把握に市町村は努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記 載 内 容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合や避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供
- 災害時は、避難行動要支援者本人の同意なくとも提供



- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- これまで取組指針で作成を促してきたが、令和 3 年に改正より、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村：約10% 一部の計画の作成が完了している市町村：約57% 未作成：約33%
※令和 2 年10月 1 日現在

対 象 者 ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成 ○市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容 （避難行動要支援者名簿の記載内容のほか） ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合や避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供
- 災害時は、避難行動要支援者本人の同意なくとも提供



- 災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたり総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する台帳
- 平成25年改正により、災害対策基本法に位置付けたもの

対 象 者 ○被災者

作 成 ○市町村が作成することができる

記 載 内 容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家等の被害状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者かどうか 等

被災者台帳の提供

- 以下の場合に、被災者台帳の情報を提供
 - ・ 被災者本人の同意があるとき
 - ・ 市町村内部で利用するとき（被災者本人の同意不要）
 - ・ 被災者に対する援護に必要な限度で他の自治体へ提供するとき（被災者本人の同意不要）



災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第49条の14第3項第1号及び第49条の15において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（被災者台帳の作成）

第90条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第1項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第90条の4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。



- 災害発生時の救助活動の効率化・円滑化に資するため、地方公共団体において、災害の状況に応じて、安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。
- 現行制度の下では、各地方公共団体は、それぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて、氏名等公表の可否を判断している。
- 最近の事例として、令和3年7月の熱海市土石流災害において、静岡県が熱海市と連携し、安否不明者の名簿を公表し、安否情報を求めることにより、救助対象者を絞り込むことができた。
- 本事例を踏まえて、消防庁と連名（※警察庁、総務省自治行政局とも調整）で、都道府県へ留意事項を周知する通知を発出。（通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和3年9月16日））
- 令和3年12月1日時点で、都道府県のうち30団体が氏名等公表に係る方針等を定めている。

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和3年9月16日）のポイント

- ・ 人命の救助活動の効率化・円滑化に資する場合があること、発災当初の72時間がきわめて重要な時間帯であること等を踏まえ、氏名等公表の可否、判断基準、手続き等について、都道府県、市町村、関係機関が連携し、平時から検討しておくこと。
- ・ 個人情報保護条例に、例外的に個人情報の目的外での利用及び提供を認める規定がある場合、氏名等公表は人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときと考えられること。
- ・ 所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、公表にあたって、あらかじめ関係市町村に確認をすること。（例：DV、ストーカー行為等の被害者）

等

アイサット

ISUTサイト(※)では、国・自治体・民間の災害対応機関から、気象等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所の開設状況等の災害情報を収集して地図化し、災害対応機関間で情報を共有することが可能である。

※ISUT（Information Support Team：災害時情報集約支援チーム）とは、大規模災害時に災害情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する現地派遣チーム

ISUTサイトのイメージ（土砂災害の被害にあった建物数の把握(推定値)）

【災害】

静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害
（令和3年7月1日からの大雨）

【利用したデータ】

ドローン等の撮影データ、土石流被害範囲のデータ、
建物形状データ、現地撮影写真 等

【活用した業務】

災害情報や地図関連情報を集約・地図化し、被災状況の
把握や被災家屋の特定などにより、現地災害対応を支援



現地撮影写真
→住家や被災者が
映り込むケースもあり

○自治体等において、多くの災害情報を収集し、きめ細やかな被災者支援や効率的な災害対応等を行う際に、デジタル技術の活用により、個人情報が含まれるデータを扱うケースの増加が想定される

＜想定される事例＞

- ・発災時に、被災状況の把握のために自治体が撮影したドローンの画像
⇒被災者が映り込んだ場合における、当該画像の取り扱い
- ・救援・捜索や道路啓開等に、自治体が取得したスマートフォンやナビゲーションシステムの位置及び移動情報
⇒事業者から提供を受け取得した場合における、個人情報を含む当該位置情報に関する取り扱い